

8) 食のまちづくりの推進

現況と課題

市民、事業者及び行政が主体的に参画し、互いに理解しあい、協働して取り組むことを基本に、平成21年に制定した食のまちづくり条例に基づく「食のまちづくり基本計画」に沿って、6分野の基本的施策について、取り組んでいます。

主な取組としては、

- ①特産品直売所の連携強化、学校給食での地元食材の活用レシピ集の作成など郷土料理の研究と伝承
- ②体験型観光産業の開発、特産品の普及と開発、食育まつり等による食育の普及促進
- ③食のまちキャンパスなど食に関するイベントの開催
- ④E A T de健康メニューの開発支援、食に関する情報の発信

その他、全国初の本格焼酎による乾杯を推進する条例を制定するなど、様々な分野について取り組んできています。

今後は、これらの取組を更に進めながら、6次産業化商品の開発、ブランド化及び県内外への食の情報発信等を進める必要があります。

また、本市の食の拠点エリアである「食彩の里いちきくしきの」を中心とした食と観光の連携による食のまちづくりを進め、地域の振興、活性化を図る必要があります。

基本的方向

「食のまちづくり基本計画」に沿った6分野の基本的施策について、取り組みます。

(1) 産業の振興

食材、食品を磨き育て、地産地消を進め産業の振興に取り組みます。

(2) 福祉及び健康の増進

食育を進め、健全な食生活を実践し、健康の増進に取り組みます。

(3) 教育及び伝承

郷土食や食に関する作法を学び、食文化の継承に取り組みます。

(4) 観光及び交流

食の魅力を活用し、もてなしの心により観光、交流に取り組みます。

(5) 環境の保全

豊かな食材を育む海、山、川、里の良好な自然の保全に取り組みます。

(6) 安全で安心な食のまちづくり

みんなで安全で安心な食づくり、提供に取り組みます。

また、「本格焼酎による乾杯を推進する条例」の推進に努め、本格焼酎による乾杯の習慣を広めることにより、本格焼酎の普及を通じた焼酎文化への理解の促進に寄与します。

主要施策

(1) 産業の振興

- ①食彩の里いちきくしきのを拠点とした地域活性化
- ②いちき串木野ブランドの構築
- ③後継者の育成

(2) 福祉及び健康の増進

- ①食育推進計画の推進
- ②食育活動の普及啓発・情報提供
- ③食育活動への支援

(3) 教育及び伝承

- ①学校、家庭、地区等での学習機会の提供
- ②食事会、農林水産業体験ツアー等を通じた交流

(4) 観光及び交流

- ①食に関する観光資源の調査研究及び開発
- ②体験型観光及び産業観光メニューづくり
- ③地域資源の保全と有効利用
- ④イベント等の開催
- ⑤ボランティアガイドの育成及び派遣体制の整備

(5) 環境の保全

- ①森林保全・休耕地対策
- ②生活排水対策
- ③食品廃棄物の抑制やその再利用の促進

(6) 安全で安心な食のまちづくり

- ①安全、安心の基準遵守等についての推進
- ②認証製品に対する支援策の構築、情報発信

(7) 「本格焼酎で乾杯条例」の推進

9) コミュニティビジネスの振興

現況と課題

本市におけるコミュニティビジネスについては、地域特色を生かした食品、地域ブランド米の販売やグリーンツーリズムなど、地域の特性や資源を生かした取組が進みつつあります。

これからも地域の特性を生かした社会づくり、企業や行政等の連携や協働、そして得意分野を生かしたまちづくりの推進を図る必要があります。

基本的方向

地域住民が地域の課題解決や自己実現等、活力ある地域形成を推進するため、まちづくり協議会などの地域住民を主体とするコミュニティビジネスの導入について支援を行います。

主要施策

- (1) まちづくり協議会やNPO法人などへのコミュニティビジネス導入支援
- (2) NPO法人など担い手の育成
- (3) 活動拠点となる施設提供の検討や事業の継続性に不可欠な経営指導等の実施
- (4) グリーンツーリズムの推進

10) 海外との経済交流

現況と課題

本市にはアジア諸国からの語学留学生や技術研修生が多く生活しており、市内の重要な労働力となっています。これらの留学生等外国人の居住環境の整備を図りながら在住外国人とのコミュニケーションを促進し、交流が市民全体に広がるよう取り組む必要があります。

さらに、本市は東アジア及び東南アジア諸国と近距離にあることから、この地域との友好促進や交流の拡大を図ることが重要であり、海外市場の開拓を目指すため貿易商談会等への参加を企業に呼びかけ、経済交流を促進する必要があります。

基本的方向

(1) 市内在住外国人の居住環境の整備と交流の推進

外国人にも便利で暮らしやすいまちづくりを推進します。

(2) 企業の海外市場開拓・進出への支援

地元企業による、東アジア及び東南アジア諸国との取引を支援します。

主要施策

(1) 市内在住外国人の居住環境の整備と交流の推進

- ① 居住環境の整備
- ② 市民との交流支援

(2) 企業の海外市場開拓・進出への支援

- ① 貿易商談会への参加経費等の支援



第4章

利便性が高く美しいまちを創造する 『快適な環境のまちづくり』

第1節 社会基盤

項目名		指標	基準	目標
1) 道路・交通網の整備	-1 道路	幹線道路の整備の満足度	37.8%	50%
		都市計画道路の整備率	66%	70%
		橋梁の改修率	14%	40%
	-2 鉄道・バス	公共交通の充実の満足度	21%	50%
2) 港湾機能の充実		外国往来船の寄港隻数（貨物）	9隻	15隻
3) 海岸・河川の整備		海岸・河川の整備の満足度	18.3%	20%
4) 公園・緑地の整備		公園・緑地の整備の満足度	25.6%	30%
		公園へのトイレの設置率	85%	90%
5) 住宅の充実		住宅施策の推進の満足度	16.7%	20%
		空き家バンクの契約件数	0件	20件
		未分譲住宅団地数	56件	46件
6) 市街地の整備		市街地の整備の満足度	16.8%	20%
		都市計画道路の整備率	66%	70%
7) 都市景観の形成		景観に配慮した街づくりの満足度	18.1%	20%
8) 情報通信基盤の整備		情報通信基盤の整備の満足度	17.4%	25%

1) 道路・交通網の整備

1)-1 道路

現況と課題

本市の道路・交通網は、南九州西回り自動車道と国道3号を軸として、主要地方道の川内串木野線、串木野樋脇線、一般地方道の荒川川内線、郷戸市来線が幹線道路となって、串木野新港・西薩中核工業団地等の臨海部へのアクセス道路や中心市街地への通過交通の混雑を緩和する環状道路などの都市計画道路、さらには生活道路等の市道が整備されています。

1. 国道

国道3号は、バイパス路線も含め実延長14,585m、国道270号は、6,244mとなっています。市街地外については、一部が狭隘で歩道もなく危険な区域があり、国道3号養護学校入口などの右折車線の整備や歩道の拡張が求められています。

2. 県道

県道は、主要地方道串木野樋脇線外2路線と一般県道郷戸市来線外5路線からなる合計9路線で実延長47,762mです。一部では歩道もなく危険な区域があるとともに、バリアフリー化の整備も遅れています。

3.市道

本市の市道は、平成28年4月現在で909路線で延長349,552mです。

市街地内の補助幹線道路等の老朽化した側溝及び舗装の整備をする必要があります。また、神村学園前駅周辺では、開発を促進するための区域内道路や地域間を結ぶ道路などの交通体系を整備する必要があります。

4.都市計画道路

本市の都市計画道路は35路線が計画決定されていますが、整備状況としては、総計画延長41,790 mに対し、整備済延長が27,420mで整備率は約66%となっています。

【道路・橋梁の現況】

(平成28年4月現在)

区分	路線数	実延長(m) A	整備済延長(m) B	舗装済延長(m) C	整備率(%) B÷A	舗装率(%) C÷A	橋梁	
							橋数	延長(m)
国道	3	27,018	27,018	27,018	100.0	100.0	31	4,060
一般国道	2	14,592	14,592	14,592	100.0	100.0	15	312
高規格道路	1	12,426	12,426	12,426	100.0	100.0	16	3,748
県道	9	47,770	43,588	47,770	91.2	100.0	37	645
主要地方道	3	28,242	26,878	28,242	95.2	100.0	25	451
一般県道	6	19,528	16,710	19,528	85.6	100.0	12	194
市道	909	343,717	233,314	331,629	67.9	96.5	163	2,502

*県道は平成27年4月現在

区分	路線数	計画延長(m) A	整備済延長(m) B	整備率(%) B÷A
都市計画道路	35	41,790	27,423	65.6



基本的方向

南九州西回り自動車道、国道3号・270号、主要地方道及び一般地方道など広域的な交通網と市内交通網の連携を図り、市街地への通過交通の進入を低減する幹線道路の整備を促進します。

市道については、周辺部への配慮や地域間の交流、円滑な移動の実現を目指し、集落間のネットワーク道路として計画的な整備を図るとともに、市街地内の老朽化した側溝及び舗装の整備を行います。

また、子どもや高齢者、身体障がい者等、誰もが安心して利用できるように、歩道や歩道橋、信号機の整備など人に優しい交通施設の整備等道路機能の充実を図ります。

都市計画道路については、交通結節点となる駅前広場や市街地内の補助幹線道路等、広域的な交通体系と地域交通体系の連携した、利便性が高い道路の整備を促進します。

主要施策

(1) 幹線道路の整備促進

- ① 国道・県道の整備促進
- ② 国道・県道の橋梁整備促進
- ③ 市道寺迫観音ヶ池線等の整備促進

(2) 生活道路の充実

- ① 生活道路の改良及び整備改修(側溝・舗装)
- ② ネットワーク道路の整備
- ③ JR 立体交差の整備推進
- ④ 橋梁の整備(新平江橋(仮称))・橋梁長寿命化の推進
- ⑤ 神村学園前駅東側道路の整備

(3) 人に優しい道路機能の充実

- ① 市街地等の道路のユニバーサルデザインの推進

(4) 都市計画道路の整備推進



1)-2 鉄道・バス

現況と課題

(1) 鉄道

平成23年3月に九州新幹線鹿児島ルートが全線開業、在来線では、平成22年3月に神村学園前駅が開業し、利用者のニーズに対応したダイヤ改正などサービスの向上が図られ、通勤・通学等の市民生活を支える公共交通機関となっています。

しかしながら、川内駅～木場茶屋駅間(5.7km)及び串木野駅～東市来駅間(10.9km)の複線化が取り残されているほか、駅周辺においては、交通安全上の整備が求められています。

(2) 路線バス

地方路線バスは、通勤・通学・通院・買い物等の市民生活を支える公共交通機関として重要な役割を果たしていますが、利用者が減少傾向にあります。

(3) コミュニティ交通システム

平成23年12月から導入した新たなコミュニティ交通システムでは、市民ニーズに対応した、効率的で利便性の高い交通システムの維持・改善を図っていく必要があります。

また、住民主導による新たな地域運行サービスの導入について調査検討していく必要があります。

基本的方向

(1) 鉄道

鉄道事業者に対して複線化の実現とともに、通勤・通学の利便性向上のための快速便の導入等を要請するとともに、利用者のニーズに対応した駅周辺の整備を進めます。

(2) 路線バス

市民生活を支えるため、効率的な運行の要請と支援を行います。

(3) コミュニティ交通システム

公共交通の乏しい地域の市民生活を支えるため、コミュニティバス及び乗り合いタクシーの利便性の高い運行サービスを行うとともに、利用促進を図ります。

また、住民主導による新たな運行サービスについて調査検討を行います。

主要施策

(1) 鉄道

- ① 鹿児島本線(川内駅～木場茶屋駅間、串木野駅～東市来駅間)の複線化促進
- ② 新幹線への接続等サービス向上の要請
- ③ 駅周辺の交通安全対策の実施

(2) 路線バス

- ① 路線の運行維持に対する支援と効率的な運行の要請

(3) コミュニティ交通システム

- ① 利用促進策の実施
- ② 住民主導による新たな運行サービスの調査検討



2) 港湾機能の充実

現況と課題

串木野新港は、甬島への玄関口であり、甬島島民の足として、生活物資の積出港として重要な港です。また、東アジア及び東南アジア諸国に至近距離にあり、極めて優れた交易拠点としての条件を持っていますが、港湾施設等の更なる整備が必要となっています。

串木野新港が九州西海岸の物流拠点基地となるには、内貿・外貿にも対応できる機能の整備、充実を図るとともに、港湾機能を補完するアクセス道路等の周辺整備のほか、貿易関連企業の育成・誘致などの産業活性化を図り、港湾の利用を促進する必要があります。

また、近年、海外から鹿児島をはじめ九州への大型客船の寄港隻数が大幅に増えており、串木野新港への寄港に向けた取組を検討していく必要があります。

基本的方向

串木野新港は、港湾施設の整備を図り、この地域を核として沿岸貿易・産業地域となるようなネットワークづくりを推進し、港湾利用の促進に努めます。甬島航路の維持及び更なる充実を図ります。また、外航船が直接入港できるよう関税法に基づく開港指定を目指します。

さらに、外国クルーズ船の寄港に向けた環境整備により、港湾の活用を図ります。

主要施策

- (1) 甬島航路の維持及び充実
- (2) 串木野新港の開港指定の実現及び内貿の促進
- (3) 貿易関連企業の育成・誘致及び港湾利用型企業の誘致
- (4) 港湾施設等の整備
- (5) クルーズ船誘致に向けた取組



3) 海岸・河川の整備

現況と課題

本市は西側を海に面し、市街地内を五反田川、八房川、大里川等の河川が貫流しています。

これら海岸、河川等については、高潮、土石流、河川の氾濫等の災害から安全な市民生活を保障する防災性の向上を基本として、今後も災害発生危険箇所の解消や、寄洲除去等に努める必要があります。

海岸は吹上浜県立自然公園に属し、白砂青松の美しい景観を有し、重要な自然環境資源として市民に認知されていますが、近年、海岸線の侵食が進んでいることから、生態系の保全に配慮しつつ海岸環境を整備する必要があります。

河川は、飲料水や農業用水等に利用されるとともに、市民生活に潤いをもたらす身近な自然環境資源です。そのため、水質の保全に努めるとともに農業用水等の確保を図る必要があります。



基本的方向

海岸や河川等については、高潮災害、河川の氾濫、土石流災害等から人命と財産を守るため、寄洲除去等による維持管理や整備を進めるとともに、農業用水などの安定確保のため、溜池・堰・用水路等の整備を進めます。

産卵に訪れるウミガメの保護、海岸や河川に生息するシオマネキ、ホタル、淡水魚等などの生態系の保全に配慮しながら、海岸・河川環境の整備を進めます。

主要施策

(1) 災害に強い海岸・河川の整備

- ①海岸保全事業の促進
- ②河川改修の整備促進
- ③河川寄洲除去の促進
- ④火山砂防事業の促進

(2) 農業用水等の確保

- ①溜池・堰・用水路等の整備

(3) 海岸・河川環境及び水質の保全

- ①生態系の保全
- ②保安林の機能維持と活用

4) 公園・緑地の整備

現況と課題

公園・緑地は、市民のレクリエーションと憩い・ふれあいの場で、豊かなコミュニティの形成並びに健康増進を図る場として重要な役割を果たしています。

公園は、58箇所あり、面積は74.30haです。

余暇時間の増加により、また災害発生時の避難場所等として、防災機能やユニバーサルデザインに対応した公園・広場の適正な整備を図っていく必要があります。

維持管理については、指定管理者制度をはじめ、経費節減と効率化を図り、市民との協働による維持管理体制の構築、公園施設の老朽化に伴う年次的な施設の改修、改善を行い、利便性の向上と安全の確保を図る必要があります。

基本的方向

(1) 地域特性を生かした公園・緑地の整備

本市の特性である美しい海浜や河川等の自然に親しめ、スポーツ・レクリエーション活動、健康づくりや地域コミュニティ等の場となるような整備を進め、市民に安らぎと潤いを与えるとともに、交流人口の増加を図ります。

(2) 身近な公園・緑地の整備

災害時の一次避難地となり得る整備に努めるとともに、既存公園については、バリアフリー化や地域の実情に応じた整備等、維持・管理方法を利用者である地域住民を交えて検討し、魅力向上に努めます。

主要施策

(1) 地域特性を生かした公園・緑地の整備

- ①海洋性レクリエーションの場としての吹上浜県立自然公園の整備促進
- ②公園・広場整備の推進（神村学園前駅周辺等）

(2) 身近な公園・緑地の整備

- ①花や緑の植栽など美しい快適な街並みの整備
- ②既設公園のバリアフリー化や地域の実情に応じた整備
- ③子育てや高齢者の交流の場となる公園の整備
- ④共生協働のまちづくりと一体となった維持管理体制づくり



5) 住宅の充実

現況と課題

(1) 公営住宅等

市営住宅で27団地、管理戸数528戸、県営住宅で5団地319戸を有しており、ウッドタウン団地で市営住宅の建設を進めています。

一部の市営住宅は、狭小で老朽化し、現在の生活水準に適合する設備及びバリアフリー等が未整備であるほか、耐震強度を充たしておらず、改修や建替えが必要となっています。

定住促進住宅は、酔之尾東団地に64戸を有し、子育て支援住宅として利用されており、市外からの定住促進を図っています。

(2) 地域振興住宅

小規模校地域で定住促進・地域活性化を図るため、地域振興住宅の建設促進を図っています。

(3) 一般住宅

がけ地の崩壊等により災害を受ける恐れが予想される危険な住宅の移転を促進するとともに、耐震強度を充たしていない住宅の安全確保を図る必要があります。

また、空き家も増加傾向にあることから、利活用について検討する必要があります。

分譲住宅団地としては、ウッドタウン団地、羽島矢倉団地、羽島松尾団地、市来小城団地、芹ヶ野団地を有しており、定住促進を図る必要があります。